

熊本市現代美術館条例の一部改正について

熊本市現代美術館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例

熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条中「除く。」の次に「以下同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、美術館の設置目的を効果的に達成できる団体であって、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。
 - (1) 美術館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
 - (2) その事業計画の内容が、美術館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
 - (4) 近代及び現代の美術史又は美術教育の分野において十分な専門的知識を持つ学芸員を有していること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

第20条を次のように改める。

（指定管理者の指定の手続）

第20条 市長は、指定管理者に美術館の管理を行わせようとするときは、前条第2項に規定する団体を指定管理者の候補者として選定しなければならない。

- 2 前項の規定による選定の対象とされた団体が指定管理者の指定を受けようとするときは、指定の申請書及び美術館の事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第19条及び第20条の規定は、同日以後の指定管理者の指定について適用する。

(提出理由)

現代美術館に係る指定管理者の選定方法を公募制から非公募制に変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。